**業務委託契約書（単発業務・スポット型）**

●●株式会社（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）は、甲が乙に対し、単発業務（スポット型）の委託を行うにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**
甲は乙に対し、甲の業務の一部である単発的又は短期間に限定される業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。本契約は、本件業務の円滑な遂行と成果物の適正な利用を目的とする。

**第2条（定義）**
１　本契約における「成果物」とは、本件業務の遂行により乙が作成又は提供する全ての資料、データ、製品その他一切の成果をいう。

２　本契約における「秘密情報」とは、甲又は乙が本件業務に関連して相手方に提供する、技術上、営業上その他業務上の一切の情報をいう。ただし、次の各号に該当するものを除く。
(1) 開示時に既に公知であったもの
(2) 開示後に受領者の責めによらず公知となったもの
(3) 受領者が適法に第三者から取得したもの
(4) 受領者が独自に開発したもの

**第3条（業務の内容及び範囲）**
１　本件業務の具体的な内容、範囲、納期及び報酬は、甲乙間の合意に基づき別紙仕様書又は発注書に定める。

２　乙は、甲の事前承諾なく、本件業務の範囲を変更してはならない。

**第4条（業務遂行）**
１　乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本件業務を遂行する。

２　乙は、本件業務を遂行するにあたり、必要な資格・許認可を保持し、法令及び業界の慣行を遵守しなければならない。

**第5条（再委託の禁止）**
１　乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本件業務を第三者に再委託してはならない。

２　甲が承諾した場合であっても、乙は当該再委託先の行為について一切の責任を負う。

**第6条（報酬及び支払条件）**
１　本件業務の報酬額は、別途定める発注書に記載された金額とする。

２　甲は、乙による本件業務の完了及び成果物の検収後、乙の請求に基づき、●日以内に乙指定の銀行口座に振り込む方法で支払う。

３　振込手数料は甲の負担とする。

**第7条（遅延損害金）**
甲又は乙が本契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、年14.6％の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

**第8条（成果物の検収・所有権・知的財産権）**
１　甲は乙から成果物の納入を受けた後、速やかに検収を行い、適合性を確認する。

２　成果物の所有権及び知的財産権の帰属は、別途合意がない限り、甲に帰属する。ただし、乙が既に保有しているノウハウ等については乙に帰属する。

３　乙は、甲に成果物を使用・複製・改変する権利を許諾する。

**第9条（秘密保持）**
１　甲乙は、相手方から開示された秘密情報を、本件業務遂行の目的以外には使用してはならない。

２　秘密保持義務は本契約終了後も●年間存続する。

**第10条（契約期間）**
本契約の有効期間は契約締結日から本件業務の完了及び報酬支払完了までとする。

**第11条（解除）**
１　甲は、乙が次の各号に該当する場合、本契約を即時解除できる。
(1) 契約義務に重大な違反があり、催告後も是正されないとき
(2) 支払停止、破産、民事再生等の手続開始申立を受けたとき
(3) その他契約の継続が困難と認められる重大事由があるとき

２　乙は、やむを得ない事情により業務遂行が不可能となった場合、甲に速やかに通知し、甲の承諾を得て本契約を解除できる。

**第12条（損害賠償）**
甲又は乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合には、当該損害（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

**第13条（不可抗力）**
地震、火災、風水害、戦争、テロ、疫病その他不可抗力により契約の履行が困難となった場合、当事者は責任を負わない。

**第14条（契約終了後の措置）**
１　本契約終了後、乙は甲の指示に従い、成果物に関連する資料、データ、秘密情報を速やかに返還又は廃棄しなければならない。

**第15条（存続条項）**
第7条（遅延損害金）、第8条（成果物の知的財産権）、第9条（秘密保持）、第12条（損害賠償）、本条及びその他性質上存続すべき条項は本契約終了後も有効に存続する。

**第16条（準拠法・管轄裁判所）**
本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第17条（協議事項）**
本契約に定めのない事項や疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議し解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自署名又は記名押印のうえ、各1通を保有する。

●年●月●日

甲　●●株式会社
住所：
代表者：

乙　●●
住所：
氏名：